

4-4

第4節 争点及び証拠の整理手続

4-4-1

一 公判前整理手続

第316条の2【公判前整理手続の決定と方法】《新司H18-30, 新司H19-28》

- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を審理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。
- 2 前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。
- 3 公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第316条の3【公判前整理手続の目的】《新司H18-30》

- 1 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。
- 2 訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に関し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第316条の4【必要的弁護】《新司H19-28, 新司H22-39》

- 1 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行うことができない。
- 2 公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。

第316条の5【公判前整理手続の内容】《新司H18-30, 新司H20-32, 新司H22-29》

公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

- 一 訴因又は罰条を明確にさせること。
- 二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。
- 三 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。
- 四 証拠調べの請求をさせること。
- 五 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- 六 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第326条の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。
- 七 証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をすること。
- 八 証拠調べをする決定をした証拠について、その取調べの順序及び方法を定めること。
- 九 証拠調べに関する異議の申立てに対して決定をすること。
- 十 第3目の定めるところにより証拠開示に関する裁定をすること。
- 十一 第316条の33第1項の規定による被告事件の手続への参加の申出に対する決定又は当該決定を取り消す決定をすること。
- 十二 公判期日を定め、又は変更することその他公判手続の進行上必要な事項を定めること。

第316条の6【公判前整理手続期日の決定と変更】

- 1 裁判長は、訴訟関係人を出頭させて公判前整理手続をするときは、公判前整理手続期日を定めなければならない。

- 2 公判前整理手続期日は、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。
- 3 裁判長は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判前整理手続期日を変更することができる。この場合においては、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

第316条の7【公判前整理手続の出席者】

公判前整理手続期日に検察官又は弁護人が出頭しないときは、その期日の手続を行うことができない。

第316条の8【弁護人の選任】

- 1 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないとき、又は在席しなくなつたときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならない。
- 2 弁護人が公判前整理手続期日に出頭しないおそれがあるときは、裁判所は、職権で弁護人を付することができる。

第316条の9【被告人の出席】《新司H20-32, 新司H22-29, 新司H24-29・40, 予備H24-25》

- 1 被告人は、公判前整理手続期日に出頭することができる。
- 2 裁判所は、必要と認めるときは、被告人に対し、公判前整理手続期日に出頭することを求めることができる。
- 3 裁判長は、被告人を出頭させて公判前整理手続をする場合には、被告人が出頭する最初の公判前整理手続期日において、まず、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告知しなければならない。

第316条の10【被告人の意思確認】

裁判所は、弁護人の陳述又は弁護人が提出する書面について被告人の意思を確かめる必要があると認めるときは、公判前整理手続期日において被告人に対し質問を發し、及び弁護人に対し被告人と連署した書面の提出を求めることができる。

第316条の11【受命裁判官】

裁判所は、合議体の構成員に命じ、公判前整理手続（第316条の5第2号、第7号及び第9号から第11号までの決定を除く。）をさせることができる。この場合において、受命裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第316条の12【調書の作成】

- 1 公判前整理手続期日には、裁判所書記官を立ち合わせなければならない。
- 2 公判前整理手続期日における手続については、裁判所の規則の定めるところにより、公判前整理手続調書を作成しなければならない。

第316条の13【検察官による証明予定事実の提示と証拠取調べ請求】《新司H20-32, 新司H21-31, 新司H24-29》

- 1 検察官は、事件が公判前整理手続に付されたときは、その証明予定事実（公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。以下同じ。）を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、当該書面には、証拠とすることができず、又は証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生じさせるおそれのある事項を記載することができない。
- 2 検察官は、前項の証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。
- 3 前項の規定により証拠の取調べを請求するについては、第299条第1項の規定は適用しない。
- 4 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第1項の書面の提出及び送付並びに第2項の請求の期限を定めるものとする。

第316条の14【検察官請求証拠の開示】《新司H24-29》

- 1 検察官は、前条第2項の規定により取調べを請求した証拠（以下「検察官請求証拠」という。）については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。
 - 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
 - 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないとき認めるときにあっては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与えること。
- 2 検察官は、前項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。
- 3 前項の一覧表には、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該各号に定める事項を記載しなければならない。
 - 一 証拠物 品名及び数量
 - 二 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名
 - 三 証拠書類（前号に掲げるものを除く。） 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名
- 4 前項の規定にかかわらず、検察官は、同項の規定により第2項の一覧表に記載すべき事項であって、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、同項の一覧表に記載しないことができる。
 - 一 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ
 - 二 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ
 - 三 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ
- 5 検察官は、第2項の規定により一覧表の交付をした後、証拠を新たに保管するに至ったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、当該新たに保管するに至った証拠の一覧表の交付をしなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。

第316条の15【検察官請求証拠以外の証拠の開示】《新司H21-31，新司H24-29》

- 1 検察官は、前条第1項の規定による開示をした証拠以外の証拠であって、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があった場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第1号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。
 - 一 証拠物
 - 二 第321条第2項に規定する裁判所又は裁判官の検証の結果を記載した書面
 - 三 第321条第3項に規定する書面又はこれに準ずる書面
 - 四 第321条第4項に規定する書面又はこれに準ずる書面

五 次に掲げる者の供述録取書等

イ 検察官が証人として尋問を請求した者

ロ 検察官が取調べを請求した供述録取書等の供述者であつて、当該供述録取書等が第326条の同意がされない場合には、検察官が証人として尋問を請求することを予定しているもの
六 前号に掲げるもののほか、被告人以外の者の供述録取書等であつて、検察官が特定の検察官請求証拠により直接証明しようとする事実の有無に関する供述を内容とするもの

七 被告人の供述録取書等

八 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの（被告人又はその共犯として身体拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第5号イ若しくはロに掲げるものに係るものに限る。）

九 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面（押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。次項及び第3項第2号イにおいて同じ。）

2 前項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面（前条第1項又は前項の規定による開示をしたものを除く。）について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

3 被告人又は弁護人は、前2項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

一 第1項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 第1項各号に掲げる証拠の種類及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

ロ 事案の内容、特定の検察官請求証拠に対応する証明予定事実、開示の請求に係る証拠と当該検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該開示の請求に係る証拠が当該検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であることその他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項

イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項

ロ 第1項の規定による開示をすべき証拠物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示が必要である理由

第316条の16【検察官請求証拠に対する被告人・弁護人の意見表明】

1 被告人又は弁護人は、第316条の13第1項の書面の送付を受け、かつ、第316条の14第1項並びに前条第1項及び第2項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、検察官請求証拠について、第326条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。

2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第316条の17【被告人・弁護人による主張の明示と証拠調べ請求】

1 被告人又は弁護人は、第316条の13第1項の書面の送付を受け、かつ、第316条の14第1項並

びに第316条の15第1項及び第2項の規定による開示をすべき証拠の開示を受けた場合において、その証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。

- 2 被告人又は弁護人は、前項の証明予定事実があるときは、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第316条の13第3項〔相手方の閲覧規定の不適用〕の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第1項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。

第316条の18【被告人・弁護人請求証拠の開示】《新司H21-31》

被告人又は弁護人は、前条第2項の規定により取調べを請求した証拠については、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。
- 二 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人 その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになるもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるときにあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面）を閲覧し、かつ、謄写する機会を与えること。

第316条の19【被告人・弁護人請求証拠に対する検察官の意見表明】

- 1 検察官は、前条の規定による開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第316条の17第2項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠について、第326条の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない。
- 2 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第316条の20【争点に関連する証拠の開示】《新司H21-31》

- 1 検察官は、第316条の14第1項並びに第316条の15第1項及び第2項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第316条の17第1項の主張に関連すると認められるものについて、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第316条の14第1項第1号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。
- 2 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項
- 二 第316条の17第1項の主張と開示の請求に係る証拠との関連性その他の被告人の防御の準備のために当該開示が必要である理由

第316条の21【検察官による証明予定事実の追加・変更】

- 1 検察官は、第316条の13から前条まで（第316条の14第5項を除く。）に規定する手続が終わつた後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。

- 2 検察官は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第316条の13第3項〔相手方の閲覧規定の不適用〕の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第1項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができる。
- 4 第316条の14第1項、第316条の15及び第316条の16の規定は、第2項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第316条の22【被告人・弁護人による主張の追加・変更】《新司H22-29》

- 1 被告人又は弁護人は、第316条の13から第316条の20まで（第316条の14第5項を除く。）に規定する手続が終わった後、第316条の17第1項の主張を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第316条の13第1項後段の規定を準用する。
- 2 被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第316条の13第3項〔相手方の閲覧規定の不適用〕の規定を準用する。
- 3 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第1項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることができる。
- 4 第316条の18及び第316条の19の規定は、第2項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。
- 5 第316条の20の規定は、第1項の追加し又は変更すべき主張に関連すると認められる証拠についてこれを準用する。

第316条の23【証人等の保護のための配慮】

- 1 第299条の2及び第299条の3の規定は、検察官又は弁護人がこの目の規定による証拠の開示をする場合についてこれを準用する。
- 2 第299条の4の規定は、検察官が第316条の14第1項（第316条の21第4項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をすべき場合についてこれを準用する。
- 3 第299条の5から第299条の7までの規定は、検察官が前項において準用する第299条の4第1項から第4項までの規定による措置をとった場合についてこれを準用する。

第316条の24【争点及び証拠の整理結果の確認】

裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第316条の25【開示方法等の指定】《新司H18-30》

- 1 裁判所は、証拠の開示の必要性の程度並びに証拠の開示によって生じるおそれのある弊害の内容及び程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、第316条の14第1項（第316条の21第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については検察官の請求により、第316条の18（第316条の22第4項において準用する場合を含む。）の規定による開示をすべき証拠については被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該証拠の開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。
- 2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かななければならない。
- 3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第316条の26【開示命令】《新司H18-30、新司H21-31》

- 1 裁判所は、検察官が第316条の14第1項若しくは第316条の15第1項若しくは第2項（第316条の21第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）若しくは第316条の20第1項（第

316条の22第5項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるとき、又は被告人若しくは弁護人が第316条の18(第316条の22第4項において準用する場合を含む。)の規定による開示をすべき証拠を開示していないと認めるときは、相手方の請求により、決定で、当該証拠の開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

2 裁判所は、前項の請求について決定をするときは、相手方の意見を聴かななければならない。

3 第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第316条の27【証拠及び証拠の標目の提示命令】

1 裁判所は、第316条の25第1項又は前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官、被告人又は弁護人に対し、当該請求に係る証拠の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該証拠の閲覧又は謄写をさせることができない。

2 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第1項の請求について決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覧表の提示を命ずることができる。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

3 第1項の規定は第316条の25第3項又は前条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同条第3項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第316条の29【必要的弁護】

公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件を審理する場合には、第289条第1項に規定する事件に該当しないときであつても、弁護人がなければ開廷することはできない。

第316条の30【被告人・弁護人による冒頭陳述】《新司H20-32, 新司H24-28》

公判前整理手続に付された事件については、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、第296条の手続に引き続き、これを明らかにしなければならない。この場合においては、同条ただし書の規定を準用する。

第316条の31【整理手続の結果の顕出】

1 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、前条の手続が終わつた後、公判期日において、当該公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。

2 期日間整理手続に付された事件については、裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、その手続が終わつた後、公判期日において、当該期日間整理手続の結果を明らかにしなければならない。

第316条の32【整理手続終了後の証拠調べ請求の制限】《新司H18-30, 新司H20-32, 新司H22-29》

1 公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、第298条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によつて公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができなかつたものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わつた後には、証拠調べを請求することができない。

2 前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない。

【ポイント】

1 立法目的

公判前整理手続は、裁判の長期化を解消するため、充実した公判の審理を継続的、計画的か

短答合格 F I L E (刑訴)

つ迅速に行うことを目的として新設された。また、規則にも第217条の2ないし第217条の31が新設された。迅速な裁判の実現は裁判員制度が機能するための不可欠の要素であることから、公判前整理手続は裁判員制度の導入と密接に関わっている。

2 手続への関与者

(1) 受訴裁判所

公判前整理手続は受訴裁判所が行うが(316条の2)、受訴裁判所が当事者の主張内容や証拠に接することが予断排除原則に抵触しないかが問題となる。(i) 公判前整理手続における争点整理や証拠整理は審理計画策定のために当事者双方の関与の下で行われることから、裁判所が一方当事者の側に偏るという不公平性のおそれはないといえること、(ii) 争点整理や証拠整理は事件の実体についての裁判所の心証形成を目的とするものではないこと等から、予断排除原則に抵触するとまではいえないと考えられる。

(2) 弁護士・検察官

公判前整理手続は弁護士がなければ行うことができない。被告人に弁護士がないときは、裁判長は、職権で弁護士を付さなければならない(316条の4)。

手続を行うには、検察官及び弁護人の出頭が必要である(316条の7)。弁護士が手続に出頭しないときあるいは在席しなくなったときは、職権で弁護士を付さなければならない、出頭しないおそれがあるときは、職権で弁護士を付すことができる(316条の8)。

(3) 被告人

被告人は公判前整理手続に出頭することができる。また、裁判所は必要と認めるときは被告人の出頭を求めることができる(316条の9)。

弁護人の陳述等につき、被告人の意思を確かめる必要があるときは、被告人の意思を確認する手続が執られる(316条の10)。

訴訟関係人には、公判前整理手続における協力義務がある(316条の3第2項、規則217条の2第2項)。

3 手続の内容

公判前整理手続の内容については、316条の5第1号から3号までが争点整理に関する事項、4号から9号までが証拠整理に関する事項、10号が証拠開示に関する事項、11号が被害者参加に関する事項、12号が審理計画に関する事項を規定している。

4 手続の流れ

(1) 期日の決定

裁判長は、公判前整理手続期日を定め、これを検察官、被告人及び弁護人に通知しなければならない。また、裁判長は、当事者の請求により又は職権で、期日を変更することができる(316条の6)。

(2) 検察官による証明予定事実を記載した書面の提出送付等と証拠開示

検察官は、まず証明予定事実を記載した書面を裁判所に提出し、被告人又は弁護人に送付しなければならない(316条の13第1項)。さらに、検察官は、証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べを請求し(同条第2項)、その証拠について被告人又は弁護人に開示しなければならない(316条の14)。

被告人又は弁護人は、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要と認められる、

一定の類型に該当する検察官手持ち証拠の開示を請求することができ、検察官は、相当と認めるときはこれを開示しなければならない(316条の15)。

被告人又は弁護人は、以上の証拠開示を受けたときは、検察官請求証拠に対する証拠意見を明らかにしなければならない(316条の16)。

(3) 被告人・弁護人による主張の提示と証拠開示

被告人又は弁護人は、予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判官及び検察官に対し、これを明示するとともに、これを証明するために用いる証拠の取調べを請求し(316条の17)、かつ、当該証拠について検察官に開示しなければならない(316条の18)。

検察官は、被告人側の請求証拠の開示を受けたときは、これに対する証拠意見を明らかにしなければならない(316条の19)。

(4) 争点に関する証拠開示

被告人又は弁護人は、先の手続で明らかにした主張に関連する検察官手持ち証拠の開示を請求することができ、検察官は、相当と認めるときはこれを開示しなければならない(316条の20第1項)。この場合、被告人側には証拠を識別するに足りる事項、証拠の争点関連性その他防御にとっての必要性の明示義務が課されている(同条第2項)。

(5) 証明予定事実の追加又は変更

整理手続が終わった後に、検察官又は被告人・弁護人がその主張を追加・変更した場合は、必要に応じて更に整理手続が行われることになる(316条の21、316条の22)。

(6) 証拠開示の裁定

証拠開示手続について調整が必要となった場合、裁判所は(i)証拠開示の時期、方法あるいは開示の条件に関する裁定(316条の25)、(ii)証拠開示命令(316条の26)、及び(iii)以上の裁定にとって必要な場合における証拠提示命令(316条の27第1項)のいずれかの方法により裁定を行う。

(7) 手続の終了

裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない(316条の24)。

(8) 公判との関係

公判前整理手続に付された事件については、その後の公判手続も弁護人がなければ開廷することができない(316条の29)。また、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続いてこれを明らかにしなければならない(316条の30)。その後、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにする(316条の31)。

なお、公判前整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、やむを得ない事由によって整理手続において請求できなかったものを除き、整理手続が終わった後に証拠調べを請求することができない(316条の32第1項)。これを無制限に許せば、公判前整理手続の実効性を損なうことになるためである。もっとも、裁判所が職権で証拠調べをすることは妨げられない(同条第2項)。

5 平成28年改正法

証拠開示制度の拡充を図るための方策として、

ア 検察官、被告人、弁護人に公判前整理手続の請求権が認められるようになった(316条の2)

イ 証拠の一覧表の交付手続が導入された(316条の14)

ウ ①共犯者の身柄拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書、②検察官が証拠調べ請求

をした証拠物に係る差押調書・領置調書，③検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書が類型証拠開示の対象として追加された（316条の15）これにより，類型証拠開示の対象が拡大されることになった。

◎ 最決平19.12.25（重判平20刑訴2－①事件）

取調警察官が，犯罪捜査規範13条に基づき作成した備忘録であって，取調べの経過その他参考となるべき事項が記録され，捜査機関において保管されている書面は，個人的メモの域を超え，捜査関係の公文書といえることができる。これに該当する備忘録については，当該事件の公判審理において，当該取調べ状況に関する証拠調べが行われる場合には，証拠開示の対象となり得るものと解するのが相当である。

◎ 最決平20.6.25（重判平20刑訴2－②事件）

警察官が捜査の過程で作成し保管するメモが証拠開示命令の対象となるものであるか否かの判断は，裁判所が行うべきものであるから，裁判所は，その判断をするために必要があると認めるときは，検察官に対し，同メモの提示を命ずることができるというべきである。これを本件について見るに，本件メモは，本件捜査等の過程で作成されたもので警察官によって保管されているというのであるから，証拠開示命令の対象となる備忘録に該当する可能性があることは否定することができない。

◎ 最決平20.9.30（百選54事件）

本件メモは，B警察官が，警察官としての職務を執行するに際して，その職務の執行のために作成したものであり，その意味で公的な性質を有するものであって，職務上保管しているものといえるべきである。したがって，本件メモは，本件犯行の捜査の過程で作成され，公務員が職務上現に保管し，かつ，検察官において入手が容易なものに該当する。…本件メモの上記のような性質やその記載内容等からすると，これを開示することによって特段の弊害が生ずるおそれがあるものとも認められない。…そうすると，捜査機関において保管されている本件メモの証拠開示を命じた原々決定を是認した原判断は，結論において正当として是認できる。

◎ 東京高判平20.11.18（百選56事件）

公判前整理手続は，当事者双方が公判においてする予定の主張を明らかにし，その証明に用いる証拠の取調べを請求し，証拠を開示し，必要に応じて主張を追加，変更するなどして，事件の争点を明らかにし，証拠を整理することによって，充実した公判の審理を継続的，計画的かつ迅速に行うことができるようにするための制度である。このような公判前整理手続の制度趣旨に照らすと，公判前整理手続を経た後の公判においては，充実した争点整理や審理計画の策定がされた趣旨を没却するような訴因変更請求は許されない。しかし，本件は，公判前整理手続では争点とされていなかった事項に関し，公判で証人尋問等を行った結果明らかとなった事実関係に基づいて，訴因を変更する必要が生じたものであり，仮に検察官の訴因変更請求を許可したとしても，必要となる追加的証拠調べはかなり限定されていて，審理計画を大幅に変更しなければならなくなるようなものではなかったといえる。そうすると，本件の訴因変更請求は，公判前整理手続における充実した争点整理や審理計画の策定という趣旨を没却するようなものとはいえないし，権利濫用にも当たらないといえるべきである。

◎ 最決平25.3.18（百選55事件）

「公判前整理手続は，充実した公判審理を継続的，計画的かつ迅速に行うために，事件の争点及び証拠を整理する公判準備であるところ，公判前整理手続において十分に争点及び証拠を整理するためには，検察官の主張に対する反論として，被告人側の主張やその取調べ請求証拠が明らかにされなければならないことから，刑訴法316条の17は，被告人又は弁護人に対し，検察官の証明予定事実を記載した書面の送付を受け，かつ，同法316条の14，316条の15第1項の各規定による証拠開示を受けた場合に，公判期日においてすることを予定している主張があるときには，これを明らかにするとともに，その証明に用いる証拠の取調べを請求することを義務付けている。

このように，同法316条の17は，被告人又は弁護人において，公判期日においてする予定の主張がある場合に限り，公判期日に先立って，その主張を公判前整理手続で明らかにするとともに，証拠

の取調べを請求するよう義務付けるものであって、被告人に対し自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるのではなく、また、公判期日において主張をすることも被告人の判断に委ねられているのであって、主張をすること自体を強要するものでもない。

そうすると、同法316条の17は、自己に不利益な供述を強要するものとはいえないから、憲法38条1項違反をいう所論は前提を欠く。

◎ 最決平27.5.25 (百選57事件)

「公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、事件の争点及び証拠を整理する手続であり、訴訟関係人は、その実施に関して協力する義務を負う上、被告人又は弁護人は、刑訴法316条の17第1項所定の主張明示義務を負うのであるから、公判期日においてすることを予定している主張があるにもかかわらず、これを明示しないということは許されない。こうしてみると、公判前整理手続終了後の新たな主張を制限する規定はなく、公判期日で新たな主張に沿った被告人の供述を当然に制限できるとは解し得ないものの、公判前整理手続における被告人又は弁護人の予定主張の明示状況（裁判所の求釈明に対する釈明の状況を含む。）、新たな主張がされたに至った経緯、新たな主張の内容等の諸般の事情を総合的に考慮し、前記主張明示義務に違反したものと認められ、かつ、公判前整理手続で明示されなかった主張に関して被告人の供述を求める行為（質問）やこれに応じた被告人の供述を許すことが、公判前整理手続を行った意味を失わせるものと認められる場合（例えば、公判前整理手続において、裁判所の求釈明にもかかわらず、「アリバイの主張をする予定である。具体的内容は被告人質問において明らかにする。」という限度でしか主張を明示しなかったような場合）には、新たな主張に係る事項の重要性等も踏まえた上で、公判期日でその具体的内容に関する質問や被告人の供述が、刑訴法295条1項により制限されることがあり得るといふべきである。」

「本件質問等は、被告人が公判前整理手続において明示していた「本件公訴事実記載の日時において、大阪市西成区内の自宅ないしその付近にいた。」旨のアリバイの主張に関し、具体的な供述を求め、これに対する被告人の供述がされようとしたものにすぎないところ、本件質問等が刑訴法295条1項所定の「事件に関係のない事項にわたる」ものでないことは明らかである。また、…公判前整理手続の経過及び結果、並びに、被告人が公判期日で供述しようとした内容に照らすと、前記主張明示義務に違反したものとも、本件質問等を許すことが公判前整理手続を行った意味を失わせるものとも認められず、本件質問等を同条項により制限することはできない。そうすると、検察官の異議申立てを容れて本件質問等を制限した第1審裁判所の措置は是認できず、原判決が同措置は同条項に反するとまではいえない旨判示した点は、同条項の解釈適用を誤ったものといわざるを得ない。」

「もっとも、原判決は、本件質問等を制限した措置が違法であったとしても、被告人が、最終陳述において、前記アリバイの主張の具体的な内容を陳述しており、この陳述は制限されなかったことなどを指摘し、前記法令解釈の誤りは判決に影響を及ぼすものではない旨判示しており、その結論は相当であるから、原判決に、判決に影響を及ぼすべき違法があるとはいえない。」

《過去問チェック》

- 公判前整理手続は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うことを目的とした、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備である。(新司H18-30)
 - ☞正しい。公判前整理手続とは、第一回公判期日前に、受訴裁判所が主宰して、公判において当事者が主張する予定の事実を明示させ、証拠調べの請求をさせ、また、証拠開示もより徹底して行わせる等により、十分な審理計画を策定するというものであり、通常の準備手続に比べて、公判準備の程度を格段に強化した手続である。
- 公判前整理手続は、その後の公判における審理や証拠調べの在り方を決定付けるものであるため、公開の法廷で行わなければならない。(新司H19-28)
 - ☞誤り。公判前整理手続は、「公判の準備手続」であるから、憲法上、公開が要求されるわけではない。また、公開を要求すべき特段の法的根拠もなく、非公開で行われることとされている。
- 裁判員裁判の対象事件として法律で定められた殺人罪に係る事件については、裁判官のみの合議体で取り扱うことはできない。(新司H23-31, 予備H23-21)
 - ☞誤り。裁判員法3条の決定があった場合は、対象事件を裁判員の参加する合議体では取り扱わない

短答合格 F I L E (刑訴)

(裁判員法2条1項柱書)。そして、被告人の言動等により、裁判員等の生命、身体、財産に危害が加えられるおそれ、又は生活の平穏が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり、又は裁判員の職務遂行ができず代替裁判員の選任も困難と認める場合は、地方裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない(裁判員法3条1項)。

- 裁判員裁判においては、裁判官及び裁判員の合議により、事実の認定、法令の解釈、法令の適用及び刑の量定を行う。(新司H23-31、予備H23-21)
 - ☞誤り。裁判員裁判において、裁判官及び裁判員の合議により判断される事項は、事実の認定、法令の適用、刑の量定である(裁判員法6条1項各号)。これに対し、法令の解釈に係る判断、少年法55条の決定を除く訴訟手続に関する判断、その他裁判員の関与する判断以外の判断は、裁判官のみによる合議に委ねられる事項である(裁判員法6条2項各号)。
- 裁判員の参加する合議体の裁判官の員数は3人、裁判員の員数は6人とされているが、公判前整理手続による争点及び証拠の整理において公訴事実について争いがないと認められ、事件の内容その他の事情を考慮して適当と認められるものについては、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人から成る合議体を構成して審理及び裁判をする旨の決定をすることができる。(新司H23-31、予備H23-21)
 - ☞正しい。裁判員法2条2項、3項。
- 裁判員裁判の対象事件の被告人が、裁判員の参加する合議体ではなく、裁判官のみの合議体による審理を受けることを申し立てた場合には、地方裁判所は、当該事件を裁判官のみの合議体で取り扱う旨の決定をしなければならない。(新司H23-31、予備H23-21)
 - ☞誤り。裁判員法においては、被告人には、裁判員の参加する合議体による審理を受けるのか、裁判官のみの合議体による審理を受けるのかについて選択する権利は認められていない。
- 裁判員の関与する判断のための評議において、その判断は、構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見によるので、裁判員のみが被告人を有罪とする意見である場合には、被告人は無罪となる。(新司H23-31、予備H23-21)
 - ☞正しい。裁判員法67条1項。
- 裁判所は、被告人に弁護人がなければ公判前整理手続を行うことができない。(新司H25-37、予備H25-25)
 - ☞正しい。316条の4第1項。
- 公判前整理手続において、裁判所は、訴因の変更を許すことができない。(新司H25-37、予備H25-25)
 - ☞誤り。316条の5第2号。
- 公判前整理手続において、裁判所は、証拠調べをする決定をすることができる。(新司H25-37、予備H25-25)
 - ☞正しい。316条の5第7号。
- 公判前整理手続において、検察官は、証明予定事実を記載した書面について、裁判所への提出を免除される場合がある。(新司25-37、予備25-25)
 - ☞誤り。316条の13第1項前段。
- 公判前整理手続において、被告人又は弁護人は、取調べを請求した証拠について、検察官に対し、開示する必要がない。(新司H25-37、予備H25-25)
 - ☞誤り。316条の18。
- 公判前整理手続に付された事件について、被告人又は弁護人は、証拠により証明すべき事実その他の事実上及び法律上の主張があるときは、検察官の冒頭陳述に引き続き、必ず冒頭陳述をしなければならない。(予備H27-19)
 - ☞正しい。316条の30。
- 被告人は、公判前整理手続期日への出頭が義務付けられている。(予備H27-22)
 - ☞誤り。316条の9第1項。被告人は、公判前整理手続期日に出頭する権利を有するが、出頭の義務を負わない。
- 検察官は、証明予定事実を記載した書面を提出した後、その内容を追加・変更することはできない。(予備H27-22)
 - ☞誤り。316条の21第1項。
- 公判前整理手続において、弁護人は、検察官請求証拠の開示を受けた後、検察官に対し、それ以外の証拠の標目を記載した一覧表の交付を請求する権利を有する。(予備H27-22)
 - ☞正しい。弁護人は、検察官請求証拠の開示を受けた後、検察官請求証拠について、326条1項の同意をするかどうか又はその取調べの請求に関し異議がないかどうかの意見を明らかにしなければならない(316条の16第1項)。平成28年改正前の刑事訴訟法は、検察官請求証拠に対する弁護人の意見表明を規

- 定するのみで、検察官に対し、それ以外の証拠の標目を記載した一覧表の交付を請求する権利を認めていなかった。しかし、平成28年改正により、「検察官は、前項の規定による証拠の開示（辰巳法律研究所注：検察官請求証拠の開示）をした後、被告人又は弁護人から請求があつたときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない」と規定する316条の14第2項、及びその手続についての同条3項以下が新設され、証拠一覧表の交付請求権が認められた。
- 公判前整理手続に付された事件については、裁判所は、公判期日において、公判前整理手続の結果を明らかにしなければならない。（予備H27-22）
- ☞正しい。316条の31第1項。
- 脅迫被告事件について、公判前整理手続に付された場合、その公判審理に当たり、弁護人なくして開廷しても適法である。（予備H27-22）
- ☞誤り。316条の29。公判前整理手続に付された事件を審理する場合には、289条1項に規定する必要的弁護事件に該当しないときであっても、弁護人がなければ開廷することはできない。
- 裁判員裁判の対象事件であっても、被告人の明示の意思に反するときは、裁判員の参加する合議体により審理・裁判をすることはできない。（予備H27-23）
- ☞誤り。裁判員法3条1項の例外を除き、裁判員の参加する裁判の対象事件に該当する限り、裁判員裁判は必要的である。
- 裁判所は、裁判員裁判の対象事件については、必ず当該事件を公判前整理手続に付さなければならない。（予備H27-23）
- ☞正しい。裁判員法49条。
- 裁判員裁判の公判において、被告人以外の者の供述を証拠とする場合、その者が供述不能である場合を除き、常にその者を証人として尋問しなければならない。（予備H27-23）
- ☞誤り。被告人以外の者の公判外の供述を証拠とする場合、原則として321条以下の規定の要件を満たす必要があるが（320条1項）、321条以下のうち、その者が供述不能である場合を除き、常にその者を証人として尋問しなければならないとする規定は存在しない。
- 裁判員は、犯罪事実の認定に関する事項につき、裁判長に告げて、被告人に対し、直接質問することができる。（予備H27-23）
- ☞正しい。裁判員法59条。
- 裁判員裁判により言い渡された判決につき、検察官は、刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立てをすることはできない。（予備H27-23）
- ☞誤り。381条。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律には、控訴審について特別の規定を置いていないため、刑事訴訟法が適用される。
- 裁判所は、裁判員裁判の対象事件ではない事件についても、必要があると認めるときは、公判前整理手続に付することができる。（予備H28-20）
- ☞正しい。316条の2第1項。裁判所は、充実した公判の整理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。なお、平成28年改正により、316条の2第1項は、「裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日前に、決定で、事件の争点及び証拠を審理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。」となり、同項の次に、「前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かななければならない。」の一項が加えられた。
- 裁判所は、公判前整理手続において、弁護人から、被告人の自白調書につきその自白の任意性を争う旨の意見が述べられた場合には、公判前整理手続の終結までに当該自白調書の証拠能力を判断しなければならない。（予備H28-20）
- ☞誤り。裁判所は、証拠の採否を決定するために、事実の取調べ（43条3項）をすることができ、証拠能力に関する事実の取調べもできる。しかし、公判前整理手続において、弁護人から、被告人の自白調書につきその自白の任意性を争う旨の意見が述べられた場合には、公判前整理手続の終結までに当該自白調書の証拠能力を判断しなければならないと定める規定はない。
- 検察官は、公判前整理手続における証拠開示に関する裁判所の決定に対して、不服申立てをすることができない。（予備H28-20）
- ☞誤り。316条の25第1項及び316条の26第1項の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる（316条の25第3項、316条の26第3項）。これらの規定は、不服申立ての主体を特に限定してい

ない。よって、検察官は、公判前整理手続における証拠開示に関する裁判所の決定に対して、不服申立てをすることができる。

- 裁判所は、公判前整理手続に付された事件の公判において、検察官、被告人及び弁護人が公判前整理手続において取調べを請求しなかった証拠について、やむを得ない事由によって請求できなかった場合でなくても、必要と認めるときは、職権で証拠調べをすることができる。(予備H28-20)

☞正しい。公判前整理手続又は期日間整理手続に付された事件については、検察官及び被告人又は弁護人は、298条1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由によって公判前整理手続又は期日間整理手続において請求することができないものを除き、当該公判前整理手続又は期日間整理手続が終わった後には、証拠調べを請求することができない(316条の32第1項)。前項の規定は、裁判所が、必要と認めるときに、職権で証拠調べをすることを妨げるものではない(316条の32第2項)。このように、公判前整理手続終了後の証拠調べ請求の制限は検察官及び被告人又は弁護人に対するものであって、裁判所が必要と認めるときに、職権で証拠調べをすること妨げるものではない。

4-4-2

二 期日間整理手続

第316条の28【期日間整理手続の決定と進行】

- 1 裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。
- 2 期日間整理手続については、前款(第316条の2第1項及び第316条の9第3項を除く。)の規定を準用する。この場合において、検察官、被告人又は弁護人が前項の決定前に取調べを請求している証拠については、期日間整理手続において取調べを請求した証拠とみなし、第316条の6から第316条の10まで及び第316条の12中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、同条第2項中「公判前整理手続調査」とあるのは「期日間整理手続調査」と読み替えるものとする。

【ポイント】

裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いて、第1回公判期日後に、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、公判前整理手続に準じた手続である期日間整理手続に付する決定をすることができる(316条の28)。

その趣旨は、充実した審理を集中的・計画的に行うためには、公判前整理手続を行うことができるが、審理経過によっては、第1回公判期日後に、事件の争点及び証拠を整理する必要があることもあるため、このような制度を設け、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備を可能とする点にある。

平成28年改正法により、証拠開示制度の拡充を図るための方策の1つとして、検察官、被告人、弁護人に期日間整理手続の請求権が付与された。

《過去問チェック》

- 裁判所は、事件を公判前整理手続に付した場合、同手続を終結させて公判を開始した後は、期日間整理手続に付することができない。(予備H28-20)
 - ☞誤り。316条の28第1項は、「裁判所は、審理の経過に鑑み必要と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、第1回公判期日後に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を期日間整理手続に付することができる。」と規定しており、公判を開始した後に期日間整理手続に付することは禁じられていない。